



鳥取県公報

令和7年12月5日(金)
号外第107号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規則 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則(43) (企業支援課) . . . 3

——公布された規則のあらまし——

◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正に伴い、中小企業高度化資金等の貸付けの対象事業の名称を見直す。

2 規則の概要

(1) 中小企業高度化資金等の貸付けの対象事業のうち下請振興事業計画承認グループ事業の名称を受託中小振興計画承認グループ事業に改める。

(2) 施行期日は、令和8年1月1日とする。

規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月5日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第43号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>2 <u>受託中小振興 計画承認グル ープ事業</u></td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	内容	略		2 <u>受託中小振興 計画承認グル ープ事業</u>	略	略		<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>2 <u>下請振興事業 計画承認グル ープ事業</u></td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	内容	略		2 <u>下請振興事業 計画承認グル ープ事業</u>	略	略	
名称	内容																
略																	
2 <u>受託中小振興 計画承認グル ープ事業</u>	略																
略																	
名称	内容																
略																	
2 <u>下請振興事業 計画承認グル ープ事業</u>	略																
略																	

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。